

我が国の国庫制度 ～出納計理編～

理財局国庫課課長補佐
下鶴 毅

本稿では、我が国の国庫制度への理解を深めて頂くため、本年6月号に掲載された入門編に引き続き、実務的な面を中心とした国庫金に係る出納計理を説明することとしたい。特に、国庫金の受払事務は、日本銀行本支店、代理店等を通じて行われており、官民を問わず多数の実務者が携わっているものの、国庫金の受払が持つ本質的な意義について触れられた文献は殆ど見られないばかりか、本誌においても創刊以来40年間、掲載されたことがないと聞いており、本稿によって理解と関心を深める一助となれば幸いである。

構成は、Ⅰ. 国庫金の取扱機関、Ⅱ. 国庫金の計理、Ⅲ. 国庫金事務の電子化とし、最近のトピックも交えて記述する。なお、本稿中、意見にわたる部分については、全て筆者の個人的見解である。

Ⅰ 国庫金取扱機関

1. 命令機関と出納機関

国庫金の取扱機関は、国の収入及び支出を決定命令する命令機関と、命令機関の命令に基づいて現金の出納を行う出納機関（又は執行機関という）に分けられる。命令機関と出納機関と

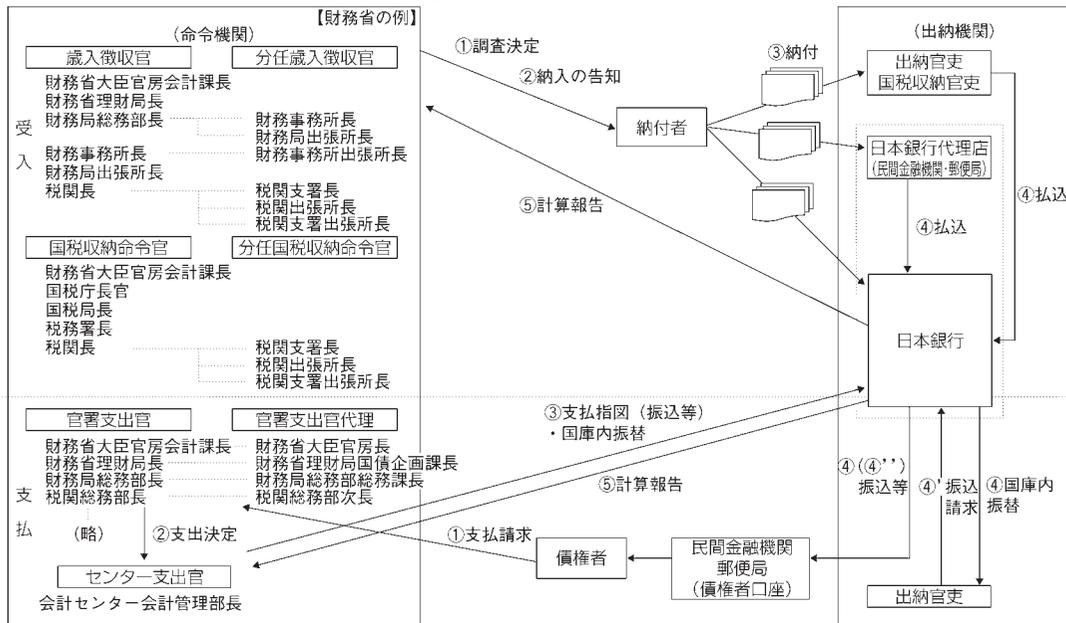
が同一主体となることは会計法令によって原則として禁止されている。また、命令機関では収入と支出が別系統になっている。こうして相互にけん制機能を持たせることにより国庫金事務の厳正な運営が図られているといえる。

命令機関の代表的なものとしては、歳入を調査決定し納付者に対して納入告知書等を送付する「歳入徴収官」と、支出を調査決定し公共事業費等の支払を行う「支出官」がある。支出官については、現在は、歳出金オンライン処理（後述参照）の進展に伴い、支出決定を行う「官署支出官」と当該支出決定に基づき一括交付（集中支払）事務を行う「センター支出官」とに機能が分けられており、両者が命令機関として重要な役割を担っている。

一方、出納機関は、①日本銀行のほか、②各省各庁に所属する出納官吏等がこれにあたる。これらを図示すると第1図のとおりである。

出納機関の中で主たる役割を担う日本銀行は、国庫金の出納事務に関する原則的かつ統括的取扱機関と位置付けられている。このように位置付けられている理由としては、①出納官吏の収納した国庫金も最終的には日本銀行に払い込まれること、②個々の出納官吏が支払う国庫金の種類は限られているのに対して日本銀行はあら

【第1図】命令機関・出納機関の関係



ゆる種類の国庫金を取り扱うこと、③その受払事務のみならず計理事務も担当していること、が指摘できる。更に、日本銀行において受け入れられた国庫金は国の預金とされることとなっている（会計法第34条、日本銀行法第35条）。

2. 出納機関としての日本銀行（日本銀行代理店の組織網）

大正11年から現在に至るまで、日本銀行が受け入れた国庫金は日本銀行に対する国の預金とされ、国庫金の効率的ないし統一的運用を図るとともに、国の決算事務の正確性と会計検査の厳正を期するために、あらゆる種類の国庫金を日本銀行本店に集中させて、その計理事務を行わせるというシステムとなっている。

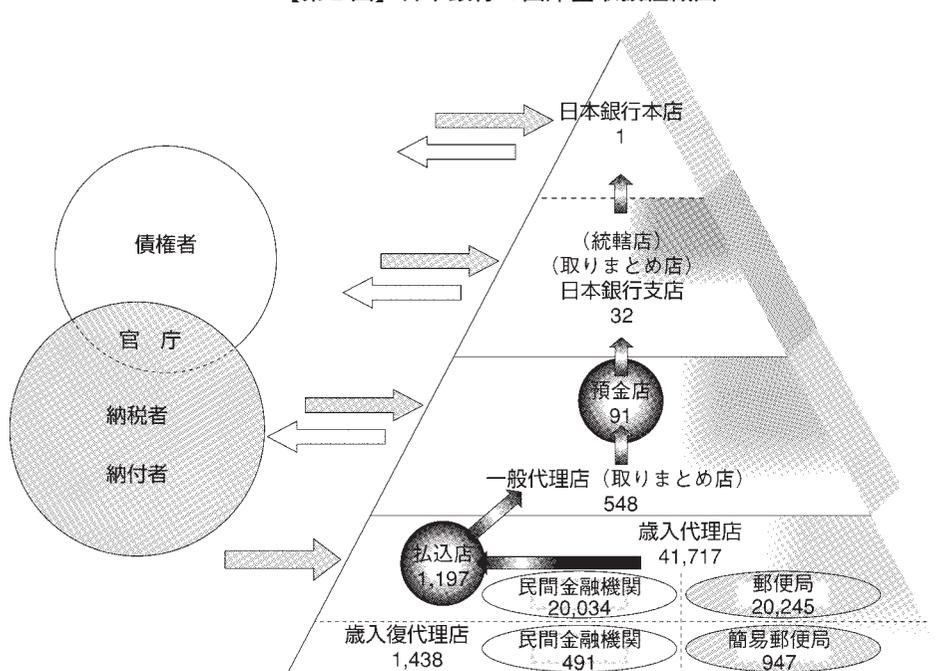
国庫金の出納事務は、取り扱う官公署が全国津々浦々に散在しているほか、国税の収納から年金の支払まで国庫金の種類も多岐にわたる。

そこで、国民や国（政府）の利便性に配慮し、日本銀行本支店に限らず民間金融機関の特定の店舗及び日本郵政公社の特定の郵便局でも国庫金の受払が可能となるよう代理店制度が設けられている。（第2図）代理店には大別すると一般代理店と歳入代理店の2種類があり、平成17年7月末現在、一般代理店は548店舗、歳入代理店は41,717店舗存在している。なお、郵便局は歳入代理店である。

一般代理店は、日本銀行の本支店とほぼ同様の国庫金に関する業務を行っているほか、記名国債の元利金の支払などに関する事務もを行っている。これに対し、歳入代理店は、国庫金のうち国税や社会保険料等の受入事務のみを行っている。

(注) 歳入代理店の受入事務のうち保管金は、法務局等に派出している店舗並びに電子納付に限られているほか、財政融資資金（元利償還金等）は電子納付の場合に限定されている。

【第2図】日本銀行の国庫金取扱組織図



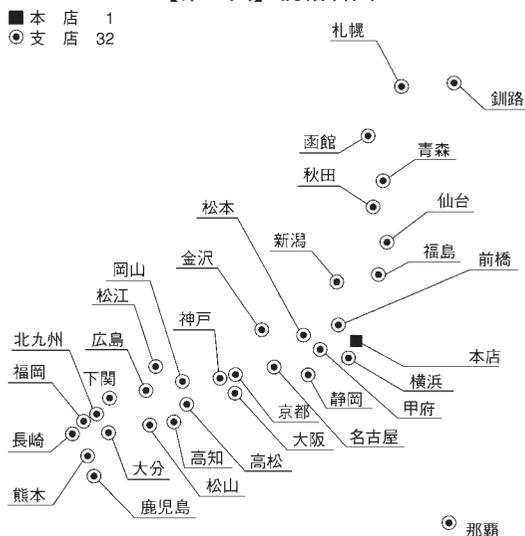
一般代理店や歳入代理店は財務大臣の認可を得て日本銀行が委嘱し、その委嘱にあたっては代理店契約が締結されている。一般代理店における代理店契約の主な内容は、①預金取引の開設、②損害賠償責任、③担保提供、④取扱手数料、⑤事務検査等、である。

一般代理店が納税者等から現金を受け入れると、その現金は、当該一般代理店と同一の金融機関のうち、預金店（日本銀行と当座預金取引をしている店舗）と呼ばれる店舗において日本銀行預金（代理店預け金：日本銀行と預金店の間の決済用の勘定のことで「代預（だいよ）」と呼ばれている。）として整理された後、日本銀行にある政府預金と決済（政府預金に計上）される。これに対し、歳入代理店の場合は、受け入れた現金を払込店（歳入代理店引受金融機関毎に指定された店舗）を経由して最寄りの取りまとめ店（日本銀行本支店又は一般代理店）

に払い込むのみで、政府預金との資金決済は行われない。

「統轄店」とは、国庫金の中間的な出納計理を営む店舗の呼称であり、日本銀行本支店がこれに当たる。（第3図）統轄店は、取りまとめ

【第3図】統轄店図



店で受払いした国庫金、国庫送金等を日本銀行本支店の業務区域ごとに取りまとめ、国庫金出納計理上必要とする会計別・勘定別、会計官吏別等の計算整理、国の預金の受払整理等の事務を行っている。

なお、平成4年4月から歳入復代理店制度が導入された。現在、歳入代理店である全国信用協同組合連合会、農林中央金庫及び日本郵政公社が日本銀行の許諾を得て復代理店契約を結び、個別信用組合（465店舗）、信用農業協同組合連合会（26店舗）及び簡易郵便局（947局）を歳入復代理店に指定している。これは、機能的には歳入代理店と同様のものであるが、簡易郵便局は交通反則金と国民年金保険料のみ受入が可能である。

3. その他の機関

(1) 歳入歳出外現金出納官吏

「歳入歳出外現金出納官吏」とは、予算の歳入・歳出とは関係のない、いわゆる歳入歳出外現金の出納保管を行うために設けられた出納官吏のことである。歳入歳出外現金の代表的な例は保管金である。保管金には業者が国の入札に応札する場合の入札保証金や国と工事契約を結ぶ場合の契約保証金等の狭義の保管金と、国会議員の選挙時に立候補者が法務局へ預託する議員立候補者供託金、弁済供託金等の供託金とがある。これらはいずれも日本銀行に寄託しなければならないこととされている。ただし、入札保証金のように数日以内に払戻す必要がある場合は、歳入歳出外現金出納官吏が自ら保管する例外的取扱いも認められている。

なお、出納官吏には、この他に、「収入官吏」（歳入金の収納をする出納官吏）と「資

金前渡官吏」（現金支払をするためセンター支出官から前渡を受けた資金の出納保管をする出納官吏）がある。

(2) 国税収納官吏

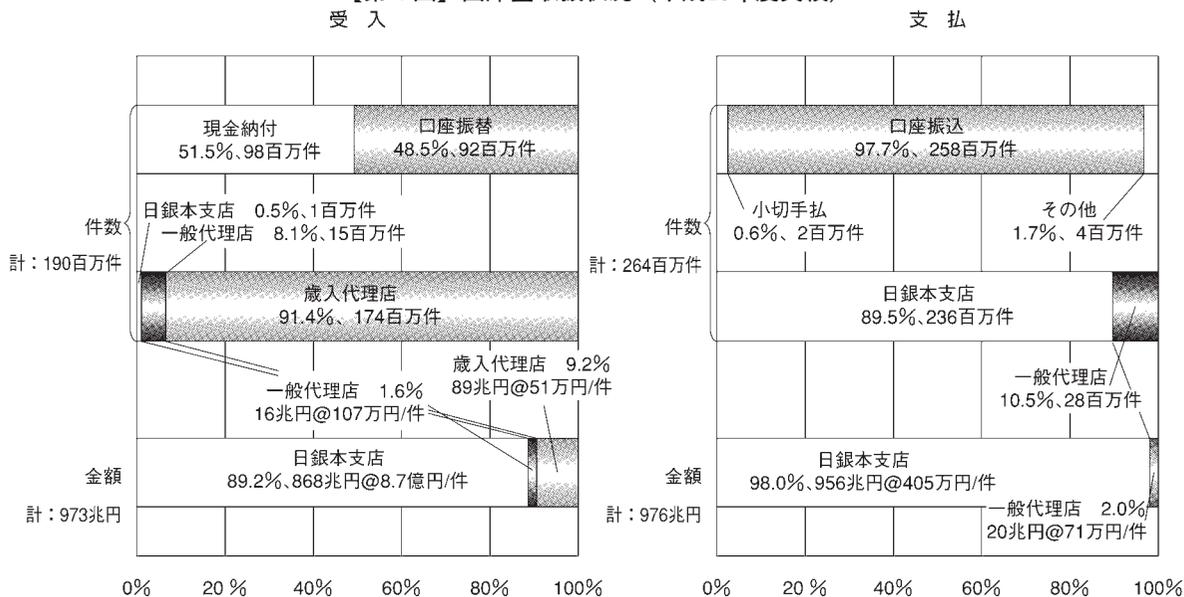
国税の命令機関としては、歳入徴収官に類似した収入命令機関である「国税収納命令官」があり、専ら国税の徴収を担当している。一方、国税の過誤納還付金等の支払事務を行う命令機関を「国税資金支払命令官」という。いずれも、国税局長、税務署長、税関長等が充てられている。なお、国税の収納及び還付について、このような特別の機関が設けられたのは、昭和29年度から「国税収納金整理資金」が設置され、国税の収納支払が歳入歳出外現金として取扱われることとなったためである。また、出納機関としては、「国税収納官吏」が国税収納金整理資金に属する現金の出納保管を行っている。

II 国庫金の計理

1. 歳入金と歳出金の取扱い等及び日本銀行の受払手続

国庫金の取扱状況をみると、年間の受入金額は973兆円、支払金額は976兆円と受払合計額2千兆円弱の動きとなっている（（第4図）平成16年度実績）。受入事務の件数は歳入代理店が圧倒的な比重を占めているが、金額ベースでは日本銀行本支店のシェアが高く、1件当たりの取扱額も大きい。歳入代理店の受入件数が多いのは、納付者に便利な地元の歳入代理店の店舗数が多いためであり、日本銀行本支店の受入金額が大きいのは、国債や政府短期証券の発行収入金等を受け入れていることによる。一方、支

【第4図】国庫金取扱状況（平成16年度実績）



払事務は日本銀行本店が全国分を一括して振込依頼するケースが多い（年金等）ことから、件数・金額ともに本支店のシェアが高い。なお、一般代理店でも国家公務員給与や旅費等の振込依頼を行っている。

このように、国庫金には様々な種類があるが、国庫金の収納、支払方式や日本銀行における受付手続にはそれぞれ細かい差異がある。国庫金の種類毎に詳細に説明すると複雑になるので、ここでは代表的な例示として国税の受入れと公共事業費等の歳出金の支払手続について説明することにする。他の国庫金の取扱いも基本的には同じ考え方に基づくものである。

(1) 国税の受入れ

イ. 取扱機関

国税（国税収納金）の収納事務は、日本銀行（本支店、一般代理店及び歳入代理店）のほか、国税収納官吏が取扱う。

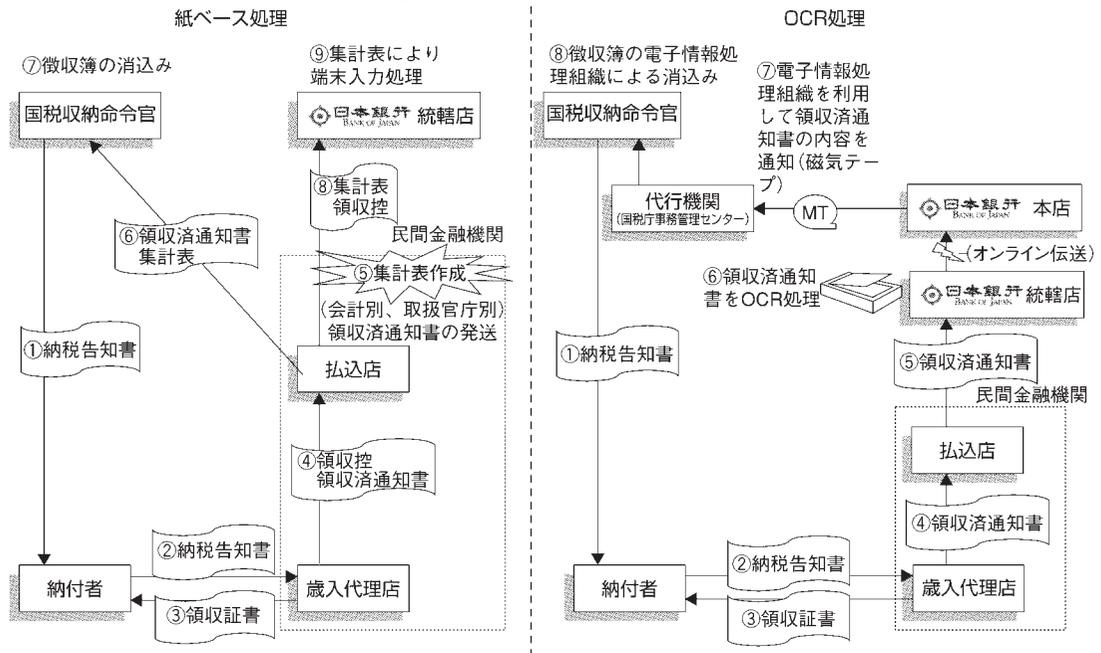
ロ. 納付手続き

国税の納付には、納税者が国税収納命令官の徴収命令に基づいて納付する場合と、納税者が納付すべき税額を自ら計算して納付する（申告納税）場合とがある。納税者は、前者の場合は国税収納命令官が発行した「納税告知書」に、後者の場合は自ら作成した「納付書」に、現金や小切手等を添えて納税者が最も便利な出納機関（前出の日本銀行代理店等）に払込む。

最近では、納付方法も多様化しており、平成16年2月から導入された国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用も可能となっている。これは納税者がインターネットバンキングやモバイルバンキングあるいはATMから納付手続を行い、日本銀行代理店である金融機関が納税者の預貯金を国庫金として受入れるものである。

この他に、口座振替納付も可能である。これは公共料金等の自動引き落としと同様に、

【第5図】国庫金の紙ベース処理とOCR処理



納税者が預貯金口座のある金融機関に国庫への納付を委託して行うものである。口座振替納付は、国民年金保険料や厚生年金保険料の納付にも見られる。

(注) 国民年金保険料の納付に見られる「コンビニ納付」は、収納率の向上を図るべく社会保険庁長官が指定するコンビニエンス・ストア等（納付受託者）が被保険者の委託を受けて日本銀行代理店等に一括納付するものである。（納付委託と呼ばれる。）

国庫金の納付は現金で行うのが原則であるが、歳入金、国税収納金等については、現金に代えて預金口座振替小切手や郵便普通為替証書等で納付することも認められている。これを現金納付と区別して「代用納付」と呼ぶ。代用納付は証券等をもって納付された時点で納入の債務が消滅するため、例えばこれに使用される小切手は支払が確実でかつ取立てが容易なものでなければならない。

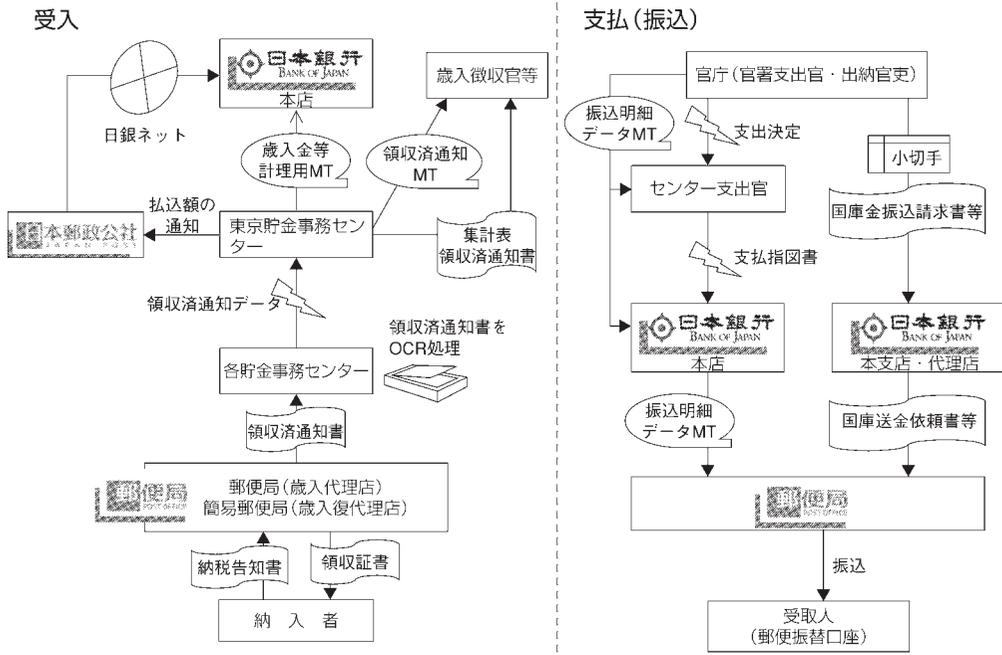
八. 日本銀行への受入れ経路

収納機関（日本銀行代理店、国税収納官吏等）が国税を現金で収納したときは、収納機関は、①領収証書を納税者に渡すとともに、②領収済通知書を国税収納命令官に、③領収控を日本銀行取りまとめ店（日本銀行本支店、一般代理店）に送付するという流れが基本である。

(注) 領収証書、領収済通知書及び領収控は3枚複写となっており、同時に作成される。

第5図のとおり紙で持ち込まれた納付書を処理する場合には、その処理を手作業で行おうとすると歳入代理店や払込店は領収済通知書等を会計別、取扱官庁別に仕訳・集計し、国税収納命令官や統轄店に送付するといった作業を手作業で行い、これに書類の搬送や保管の負担などもかかってくることから、金融機関の事務効率化の阻害要因となる。そこで、日本銀行統轄店（日本銀行本支店）に光学読

【第6図】郵政公社における国庫金受払経路



取式電子情報処理装置（Optical Character Reader：OCR）を設置し、これに納付者が手書きした領収済通知書等を読み取らせ、電子情報化したものを日本銀行本店に設置されているサーバにデータ伝送するとともに、日本銀行本店から代行機関（国税庁事務管理センター）を経由して国税収納命令官等に対して磁気テープ（Magnetic Tape：MT）等により領収済通知データ（電子情報）を送付するシステムを利用している。

なお、郵便局で収納された場合は、郵便局（歳入代理店のうち日本銀行が指定した貯金事務センター）自らが領収済通知書等の情報をOCR処理しており、民間金融機関とは事務フローがやや異なるものの、資金決済は民間金融機関と同様、日本郵政公社が日本銀行に保有している当座勘定からの引き落としにより処理されている。（第6図）

国税が税務署の国税収納官吏に直接納付さ

れた場合は、国税収納官吏は1日分を取りまとめて日本銀行に払込む。国税収納官吏から払込まれた国税収納金も、それぞれの経路に従って日本銀行本店に集中される。

以上のように、それぞれの経路は異なっているものの、どの出納機関に収納された場合でも最終的にはすべて日本銀行本店に集中されることになっている。

(2) 歳出金の支払

従来、国庫金の支払は債権者に政府小切手を交付して行うのが原則であったが、現在は債権者の預貯金口座への振込みによって行う方法が太宗を占めている。この方法の場合、前出のセンター支出官が官署支出官に代わり日本銀行へ振込手続依頼を行うことから、官署支出官と日本銀行との取引は生じない。

また、遠隔地に居住している受取人あてに送金（隔地払）する方法が認められている。これ

らの方式を「国庫送金制度」と呼んでいる。

他方、歳出金ではないが、資金前渡官吏が行う国家公務員の旅費の支払等にも見られるように、口座振込は支払側・受取側の双方にとって便利であることから、現在その利用率は極めて高くなっている。

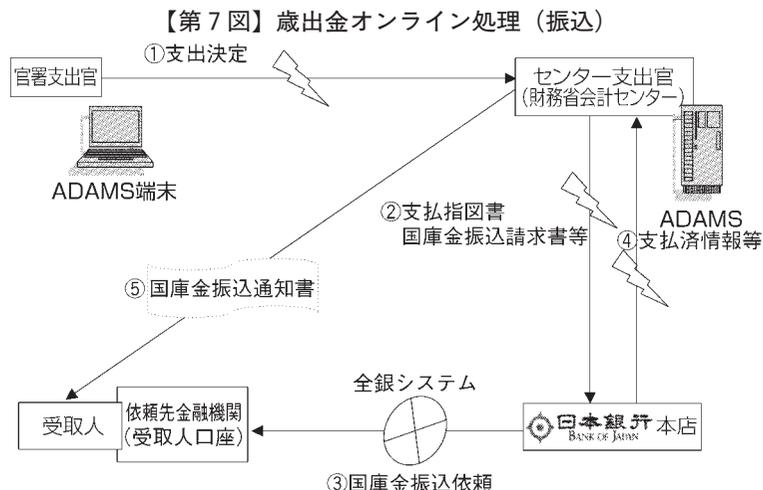
イ. 口座振込

(イ) 歳出金オンライン処理

ここで公共事業費や失業給付金等の歳出金オンライン処理に若干触れたい。各官署で行っていた歳出金の支出に関する事務については、センター支出官が官庁会計事務データ通信システム（ADAMS（アダムス））を活用して、従来の政府小切手等の交付に代えて振込み及び送金を依頼する支払指図書や日本銀行本店にオンラインで送信し、振込み及び送金を一括して処理するものである。この中央集中支払方式には、全ての官署支出官が平成17年4月に移行している。この結果、現在ではこの処理方式が基本となっている。（第7図）

(ロ) 紙ベースの口座振込

前述のとおり官署支出官はADAMS 端末入力により口座振込や送金手続きをADAMS 経由で行っていることから、紙ベースの口座振込はなくなった。しかしながら、国税資金支払命令官や資金前渡官吏の出納官吏等において、債権者が口座振込により国庫金を受け取ることを希望する場合、紙ベースで振込を行うことがある。この場合は、債権者は振込口座を指定して出納官吏等に連絡する。出納官吏等は、「国庫金振込請求書」（国庫金振込明細票を添付）に取引店を受取人とする政府小切手を添えて出納官吏等の取引先である日本銀行本支店若しくは一般代理店（取引店と呼ぶ）に交付して振込手続を請求するとともに、債権者に対しては「国庫金振込通知書」（振込金額、振込先金融機関店舗名等が記載されている）を送付する。日本銀行ではこの振込を「委託送金（当座振込）」と呼んでいるが、政府小切手を受けとった取引店は、振込先金融機関に依頼して債権者の口座に振込むことになっている。この口座振込の制度は全国のほとんどの金融機関で取扱



うことが可能である。

ロ. MT（磁気テープ）による振込依頼

年末調整や医療費控除に係る国税還付金の振込みは、平成13年12月から、各税務署の国税還付金振込明細票を国税庁が集約してMTに記録し、これを日本銀行との間で授受し、更に東京銀行協会のMT交換システムにより金融機関毎にMTを分割処理して振込依頼を行うという仕組みが取り入れられ、国税還付金の約3割がこの方法で処理されてきた。しかしながら、参加金融機関が限定的であることや電子データ化の未整備もあったことから、平成17年12月以降、所得税申告書の原則電子データ化を推進するとともに、平成18年9月を目途に現行よりも参加金融機関の多い全銀システムを活用した国税還付金処理のオンライン化の実現を目指している。

八. 送金（隔地払等）

隔地払の場合も口座振込の場合とほぼ同様、出納官吏等は「国庫金送金請求書（国庫金送金明細票等を添付）」に取引店を受取人とする政府小切手を添えて取引店に交付するとともに、債権者に対して「国庫金送金通知書」を送付する。取引店は出納官吏等が指定した銀行、郵便局等に「国庫送金案内書」を送付する。この銀行・郵便局等は、債権者から国庫金送金通知書の呈示を受けたときには、先に送付されている国庫送金案内書と照合対查のうえ支払を行うことになる。

また、外国に居住する債権者等に対して外国為替をもって送金する「外国送金」というものもある。

二. 歳出金の支払経路

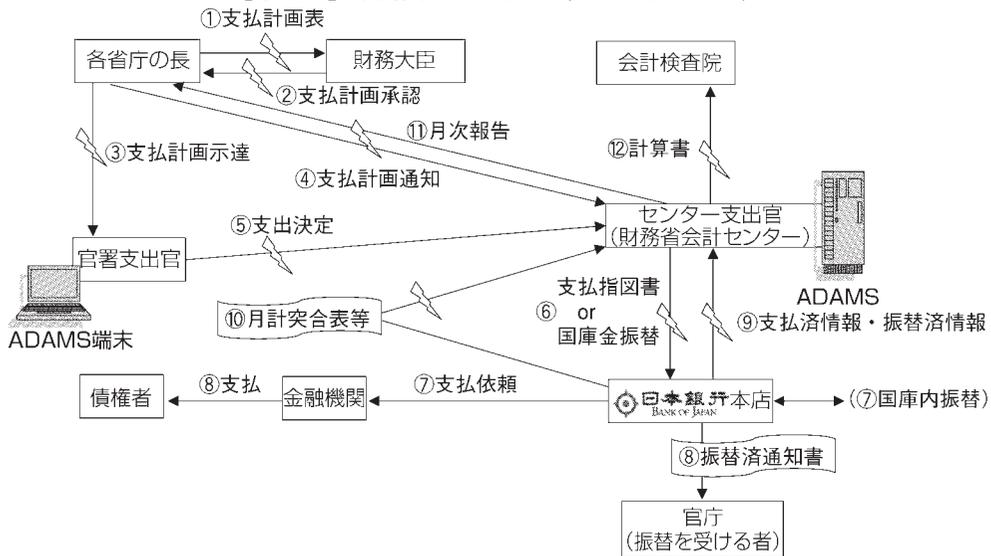
政府小切手の支払は、政府小切手を振り出した出納官吏の取引店で行われる。従って、債権者（受取人）は、その取引店に政府小切手を直接持参して支払を請求するか、銀行に取立てを依頼することになる。出納官吏から政府小切手の呈示を受けた取引店は、出納官吏の預託金額（残高）等のチェックを行ったうえで支払を行う。なお、現在では全ての官署支出官がADAMSに参加したことから、実際の政府小切手の取扱いはセンター支出官と出納官吏に限られている。

センター支出官が国庫金振替書を発行した場合の手続きも支払指図書による振込み及び送金の経路と基本的には同じである。すなわち、国庫金振替書の交付又は送信を受けた日本銀行本店は、国庫金振替書に指定された振替手続を行い、振替済書をセンター支出官に交付又は送信し、振替済通知書を振替先官庁に送付するという流れである。（第8図）なお、国庫金振替書は日本銀行に対する指図書であり、法律行為ではなく、単なる国庫内部の移換行為である。

(注) 市中銀行においては絶えず本支店間で資金の付け替えが行われているが、国庫金の受払いの中にも、例えば、支出官が、他の日本銀行本支店や代理店に預託金口座をもっている出納官吏に資金を交付する場合のように、2か店間で付け替えを行う事例が多数に上る。国庫内に設けられた付替勘定を「国庫内為替」と呼ぶ。

歳出金の支出に当たって、誤払いや過払いになることがあるが、この場合は当然これを国に返納させる必要がある。原則として支出済となった歳出の返納金は支払った歳出の金額に戻入れされる。これを「返納金れい入」と呼ぶ。

【第8図】歳出金の支払経路（ADAMS ベース）



2. 現金収支と振替収支

日本銀行における国庫金の受払いには、国税の受入れや工事代金の支払等、民間との間で現金（小切手等を含む）によって受払いされるものと、一般会計から特別会計へ繰り入れる場合のように国庫の内部での各会計や各勘定相互間で金額の付替えを行うため、国庫金振替書あるいは国庫金組替書という書類によって受払いされ、現金の移動を伴わないものと二つの態様がある。前者を「現金収支」、後者を「振替収支」と呼んでいる。

(注) 国庫金組替書とは、国庫金振替書と同様、国庫内部で資金の移し替えを行うために作成される整理手続上の書類であるが、出納官吏（主に資金前渡官吏）が作成するものではなく、日本銀行が自ら作成するものである。（例えば、年度末に国税収納金整理資金の支払未済額を国税資金支払未済繰越金に振替える場合等がこれに当たる。）

現金収支と振替収支の基本的な差異は、その収支が金融市場に影響を及ぼすかどうかにあるといえる。すなわち、現金収支の場合には政府預金が増減し、通貨量の変動を通じて

国民経済、金融市場に種々の影響を及ぼすのに対して、振替収支の場合には、国庫内部における各会計、勘定間で資産及び負債の増減は生じるものの、全体としての政府預金には増減を生じず、金融市場には何らの影響も及ぼさない。このように、国庫金の受払いが最終的に政府預金の受払いとして整理されるのは現金収支に限られており、このため日本銀行では国庫金の受払いを現金と振替に区分して計理している。なお、振替収支として計理されるものを例示すると以下のとおりである。

- ① 支出官、資金前渡官吏が歳入徴収官の納入告知に基づき納付する納入金
- ② 支出官が所属の資金前渡官吏に交付する前渡資金
- ③ 資金前渡官吏が職員の俸給支払額から徴収して納付する社会保険料や源泉所得税等の国税収納金整理資金
- ④ 特別会計の余裕金又は積立金等の財政融資資金預託金への預託
- ⑤ 一般会計から特別会計に繰り入れられ

る資金

(注) 日本銀行納付金のような国庫と日本銀行との間の受払いもある。これを国庫対日銀収支と呼ぶ。これは実際に現金のやり取りをするわけではないが、現金収支に含めることとされている。

3. 国庫計理と資金計理

(1) 国庫計理と資金計理の区分

上述のとおり、さまざまな経路を通して国庫金はすべて日本銀行に集中され、そこで総合的な計算整理がなされる。この日本銀行で行っている国庫金の計算整理は、「国庫計理」と「資金計理」（「政府預金計理」と呼ぶこともある）とに分けられる。

「資金計理」とは、日本銀行本店に置かれている政府預金の受払計理のことで、あらゆる出納機関で取扱われた国庫金の受払いが日本銀行本店で集中計理されるプロセスである。これは、個々の国庫金の属性（年度別、会計別等）に着目するのではなく、国庫金全体の動き（政府預金の増減）を捉えるもので、財務省が日々行っている国庫収支の過不足の調整（いわゆるトータル・キャッシュ・マネジメント）はこれに基づいて行われることとなる。

なお、国庫内の資金の移換えである振替収支では、政府小切手（支払指図書）の代わりに国庫金振替書が発行され、資金計理は行われない。したがって、資金計理では現金収支のみが取扱われる。ちなみに、資金計理では、国庫金の受払いに伴う政府預金全体の増減を把握するだけで、どのような内容の国庫金が受払いされたのかを把握することまではできない。このため、受払いされた国庫金の内容を明らかにするためには、一般会計とか財政

融資資金特別会計とかいった計算科目（「国庫計算科目」と呼ぶ）に区分整理することが必要である。

「国庫計理」は、年度別・会計別となっている国の決算に直結させる必要性に基づいて行われるものである。国の決算は現金収支と振替収支の区別にかかわらず両者について行われるため、国庫計理も現金収支と振替収支の両者について行われる。従って、資金計理と国庫計理では現金収支に関わる部分のみ、金額が一致することになる。

以下、両者についてその仕組みを説明することにしよう。

(2) 国庫計理

イ. 国庫計理の流れ

国庫計理とは、日本銀行が国庫金受払いに関する証拠書類（領収控、小切手、国庫金振替書等）によって、国庫金の受払額を財務大臣が指定した国庫計算科目別及び会計官吏別等所定の分類に従って計算整理することをいう。

日本銀行は、国庫金の受払いを計算整理した結果を「国庫金貸借対照表」、「国庫金受払報告表」等に取りまとめて財務大臣に報告する。国庫計理は、国庫金の取扱いが日本銀行本支店、一般代理店及び歳入代理店という組織を通じて行われることに併せ、その組織の各段階ごとに毎日行われる。

日本銀行は、平成16年3月より、同行が日々行っている国庫金事務の基幹インフラとして、日本銀行本店にサーバを設置し、本支店及び一般代理店の端末とをネットワークで結ぶ「統合国庫記帳システム」の稼働を開始した。このシステムにより、日本銀行本支店

及び一般代理店が国庫金の受払いのために行う記帳事務や各店間の振替記帳事務を日本銀行本店で集中管理し、全店がリアルタイムでデータを共有することや全国各地の政府機関口座の受払記帳事務や、口座間の振替事務を電子的に行うことが可能となった。

日本銀行本支店（統轄店）は、一般代理店から受払証拠書類の送付を受けると、これに自店扱分（本支店が直轄する歳入代理店扱分を含む）を合わせて国庫計算科目別や官庁別に仕訳整理して、計算科目別及び歳入金等取扱庁別の受入額を日本銀行本店にオンライン通信によって報告する。このような仕訳整理を「統轄計理」と呼ぶ。

日本銀行本店は各支店から送付されてきた上記の受払額を「国庫金総括帳」に記帳整理し、これに基づいて「国庫金受払報告表」と

「国庫金貸借対照表」を毎日作成し財務省に報告する。

以上で国庫計理はすべて終了する。流れを図示すると第9図のとおりである。

ロ. 国庫計算科目別の計理

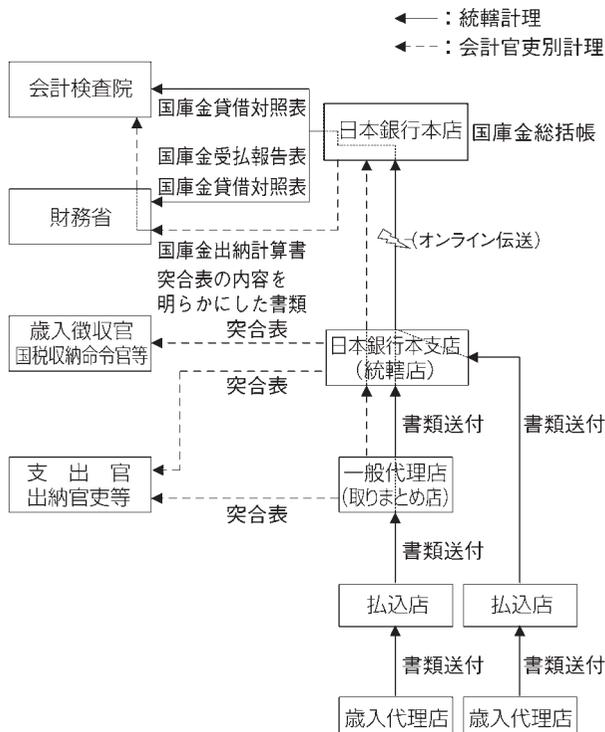
日本銀行が毎日行う国庫金の計算整理は本店における「国庫金総括帳」への記帳と「国庫金貸借対照表」等の作成によって完了する。

「国庫金総括帳」とは、日本銀行各店における日々の国庫金受払額を国庫計算科目別に集計して、その結果を記録する国庫金出納計理の基本となる帳簿で、一般企業の会計に例えると総勘定元帳に相当するものともいえる。様式は、国庫計算科目ごとの受払額を歳出、歳出外（以上借方）、歳入、歳入外（以上貸方）に区分し、併せてそれぞれの残高を記録することになっている。国庫金総括帳は日本銀行本店のみに置かれている。

「国庫金貸借対照表」は国庫の現金収支を中心とした財政の現況を表わす計表で、その目的が国庫金の収支状況や政府預金の構成内容を総括的に把握することにあるため、一般企業における貸借対照表とは形式等が異なったものになっている。

すなわち、国庫金貸借対照表には、国庫計算科目ごとに歳出、歳出外、歳入、歳入外の受払いについて、それぞれ年度初めからの累計額とその日の残高を記入するにとどまり、資本勘定、損益勘定といった項目はない。なお、国庫金貸借対照表には、国庫金の現金収支と振替収支を総合して計上するものと、現金収支のみを計上するものとの二種類がある。

【第9図】国庫計理図



八、会計年度別の計理

予算決算が会計年度ごとに作成されるのに対して、日本銀行で出納される国庫金も会計年度ごとに区分計理される。

わが国における歳入、歳出の年度所属区分については、「予算決算及び会計令」（通称「予決令」という）第1条の2及び第2条に規定されており、原則として国の債権、債務が発生した日を基準としている。他方、歳入、歳出の決算整理については、一会計年度に属する歳入、歳出が実際に日本銀行で受払整理されて初めて完了することになる。

年度別の整理が行われると、財務省理財局はこれに基づいて「国庫原簿」を作成し、これを会計検査院立会いの下、「主計簿」（各省庁の予算執行の結果を財務省主計局で取りまとめたもの）と対査突合する。この作業は毎年7月31日付（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日）で行われており、これにより国庫金の年度別計理はすべて終了することになる。

二、月別、会計官吏別の計理

国庫金の計理は年度別に行われるばかりでなく、月別や会計官吏別（歳入徴収官、出納官吏等の区別）の計理も行われる。これは各省庁が予算執行の結果を月毎に整理し、最終的に決算に取りまとめているのに対応している。すなわち、両者が同時並行的に行われ、各官庁が行う計理と照合されることで、国の会計の厳格性と財政運営の円滑性が担保されている。

月別の計理は国庫金が日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店の窓口で受払いされた

日を基準として行われる。日本銀行は、月毎に計理された国庫金受払額を年度別、国庫計算科目別、所管別等に仕訳集計して「国庫金出納計算書」を作成する。同時に、その受払額について年度別、計算科目別、会計等別及び会計官吏ごとに「月計突合表」を作成し、その各官庁に送付するとともに国庫金出納計算書の証拠書類とする。

日本銀行は、国庫金出納計算書に各官庁に送付した月計突合表を添えて財務省に提出し、財務省はこれを会計検査院に提出する。これにより国庫金の月別及び会計官吏別の計理は完了することになる。

(3) 資金計理

政府預金は日本銀行本店に置かれており、日本銀行本支店、一般代理店及び歳入代理店が取扱った国庫金の現金受払額は最終的にはすべて政府預金に計上される。

資金計理と国庫計理はいわば表裏一体の関係にあり、歳入代理店等における第一次的な受払いの段階から本店の最終段階まで両者は同時並行的に処理されている。

イ. 歳入代理店における計理

各歳入代理店は、受入れた国庫金を歳入代理店の引受金融機関毎に指定された「払込店」に持込む。更に、払込店はこれに自店の受入分を合わせて末端歳入代理店の受入日から起算して3営業日目に「取りまとめ店」に払込む。この場合、取りまとめ店の資格に応じて、払込方式は次のように異なっている。

(イ) 取りまとめ店が日本銀行本支店である場合は、日本銀行金融ネットワークシステム（当座預金系）（いわゆる日銀ネット）又

は日銀当座小切手

- (ロ) 取りまとめ店が一般代理店である場合は、手形交換所での決済又は取りまとめ店あての小切手又は現金

ロ. 一般代理店における計理

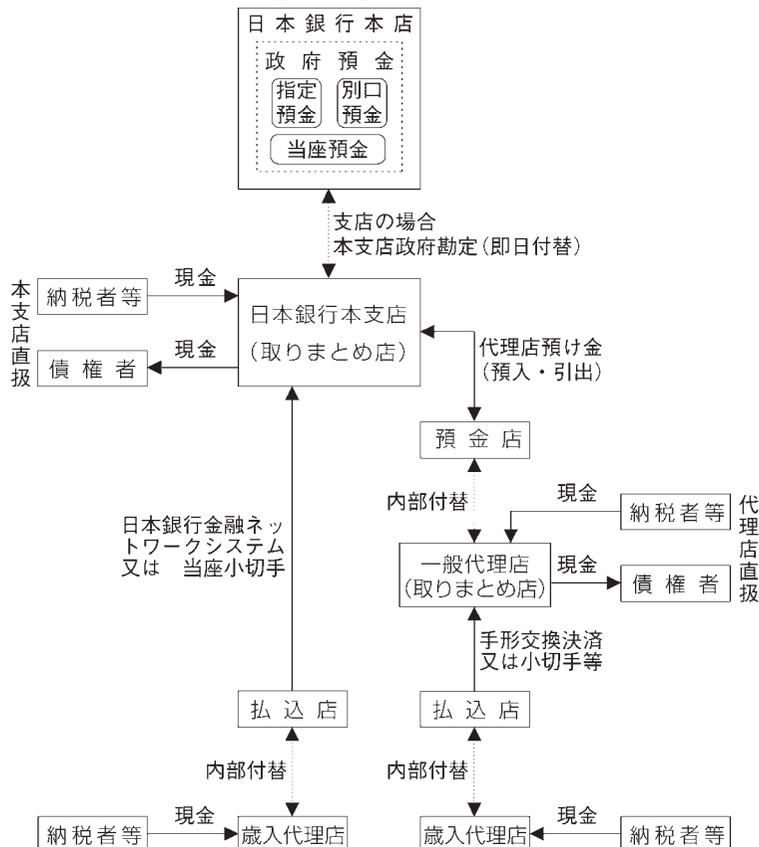
一般代理店で受払いされた国庫金（一般代理店が取りまとめ店である場合は、払込店から払い込まれた歳入金等を含む）は、即日、預金店に設けられている日本銀行預金（代預）の受払いとして整理される。すなわち日本銀行は預金店と国庫金の受払いを行うため、あらかじめ預金店に代預を置いており、代理店は日々の受払額を自行の為替勘定をもって

この日本銀行預金に付け替えを行っている。なお、預金店は、代預を通じて日本銀行との資金決済を完了したときは、その代預貸借額の内容を毎日、統轄店に報告することになっている。

八. 日本銀行本支店における計理

日本銀行本支店は、預金店から報告を受けた現金受払額と各代理店から送付を受けた受払証拠書類とを照合し、これに自店の窓口における受払金を合計して政府預金の受払いとして計理する。この場合、本店と支店ではその取扱方法が若干異なっている。すなわち、政府預金は本店のみに設置されているため、

【第10図】 資金計理図



本店における受払金は直接、政府預金に計上されるが、支店における受払金は、本支店政府勘定という為替勘定を経由して、即日、本店の政府預金に付け替えられるのである。以上の関係を図示すると第10図のようになる。

このような手順を経て、日本銀行本支店、一般代理店及び歳入代理店で取扱われたすべての国庫金（現金分のみ）が政府預金の受払いとして集中計理されている。日本銀行本店は、政府預金を当座預金・別口預金・指定預金等の種類別に仕訳し、その受払いを毎日財務省に報告する。これで資金計理は終了する。

二. 代理店預け金（代預）の調節

預金店と日本銀行との間の資金決済は、代預を通じて行われるが、日本銀行は支払資金が不足したり過剰になったりしないよう代預の預入・引出を行っている。具体的な方法は次のとおりである。

(イ) 支払資金を日本銀行から預入する場合は、預金店の見込み（官庁から事前に支払予想を聴取）に基づいて、原則として当日の必

要資金が預入される。但し、国家公務員給与のようにあらかじめ手当を必要とするものについては、支払日の前日に預入されることがある。

(ロ) 受入金を預金店から日本銀行が引き出す場合、引出しは、末端窓口で資金が受入れられた日から起算して3日目になされる。ただし、交通通信事情が特に不便な地にある代理店等の受入金については3日目以降になることもある。

こうした関係から代理店の受払いについては、日本銀行が政府預金に計上する日と代預の預入、引出を行う日が必ずしも一致しないことになる。

ホ. 政府預金への計上時期（タイムラグ）

政府預金の計理と末端の窓口で受払いされた日との間には証拠書類の送達等に必要の日数だけタイムラグが生じている。（第11図）

(イ) 日本銀行本支店で受払いされた国庫金は、受払当日（T）、政府預金に計上される。
 (ロ) 一般代理店で受払いされた国庫金は、3

【第11図】 政府預金への計上時期

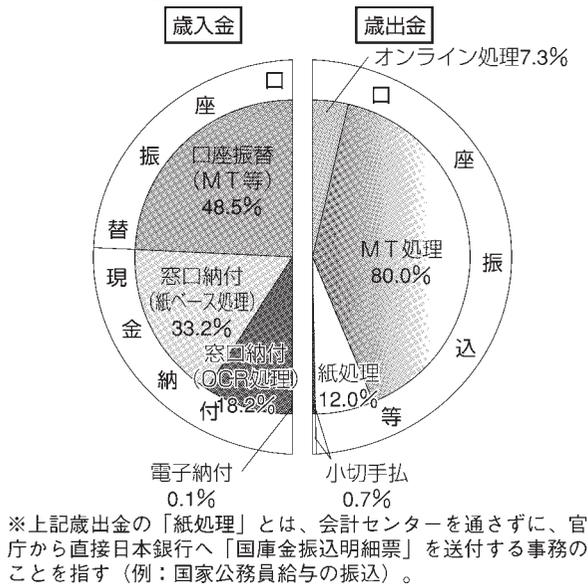
国庫金の受入窓口	受入当日(T)	T+1日	T+2日	T+3日	T+4日
文中の例示 5月31日(火)		6月1日(水)	6月2日(木)		
日本銀行本支店	○→☐				
一般代理店	○		☐		
日本銀行本支店が取りまとめ店である歳入代理店	○		△☐		
一般代理店が取りまとめ店である歳入代理店	○		△		☐
上記のうちOCR処理の場合	○		△☐		
電子納付（歳入金等）	○	☐			

○=受入当日(T)

凡例 ☐=政府預金計上日

△=歳入代理店から取りまとめ店への払込日

【第12図】平成16年度歳入歳出金の取扱状況



日目（T+2営業日）に政府預金に計上される。（土曜、日曜、祭日が間にはさまる場合は4日目又は5日目）

- (イ) 歳入代理店で受入れた国庫金は、通常、取りまとめ店が日本銀行本支店であれば3日目（T+2営業日）、一般代理店であれば5日目（T+4営業日）に政府預金に計上される。但し、取りまとめ店が一般代理店であってもOCR処理された場合は、3日目（T+2営業日）に短縮される。
- (ロ) 電子納付の場合は、翌営業日（T+1営業日）に政府預金に計上される。

以上の関係を5月31日に法人税が日本銀行本支店が取りまとめ店である歳入代理店を通じて納付される場合を例にとると、政府預金への受入れは歳入代理店が収納した日から3営業日目、つまり平成17年であれば6月2日に集中することになる。

III 国庫金事務の電子化

1. 背景及び現状

平成13年3月29日に開催されたIT戦略本部において、IT基本法に基づく「e-Japan重点計画」が決定された。その中で、歳入・歳出の電子化についての具体的施策として、「歳入・歳出事務の電子化を図ることにより、国民等の負担軽減と利便性の向上を図る。歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込みについて、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするためのシステム整備、運用を開始する。」ことがうたわれた。

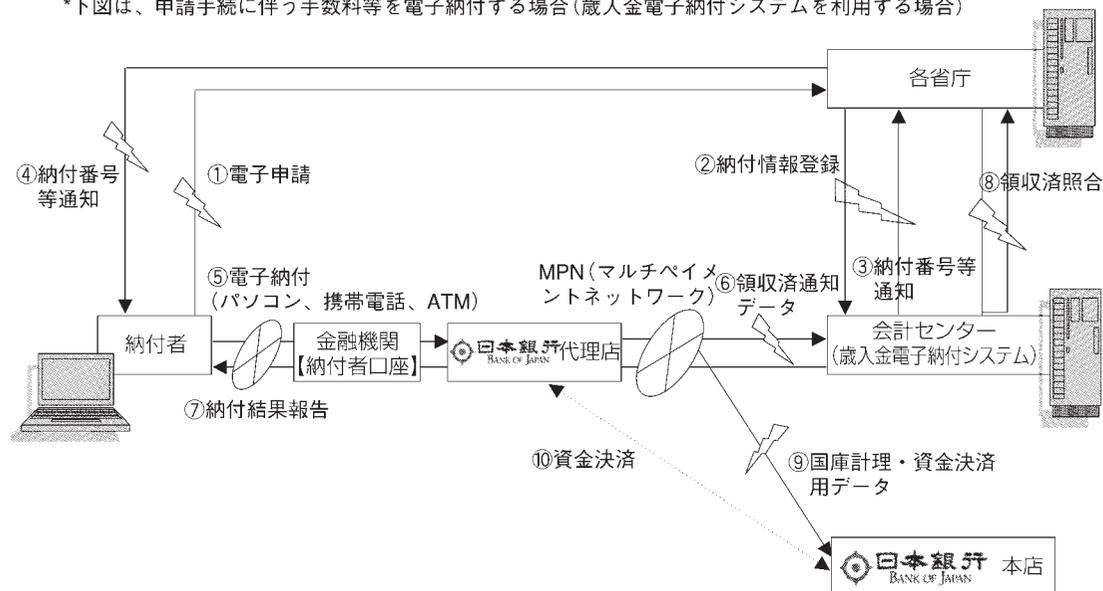
これを踏まえ、国庫金の出納を行う日本銀行の事務は漸次電子化が推進されている。しかしながら例えば、歳出ではオンライン処理7.3%、歳入では電子納付が0.1%と、全体としては緒に着いたばかりという状況にあり、現時点では電子納付の利用が十分浸透しているとは言いがたい。（第12図）

2. 歳出の電子化

歳出のオンライン処理については、平成15年4月から、ADAMSが日本銀行にオンライン接続されたことから、振込みに係る事務は、各省庁の支出官（官署支出官）→財務省会計センター（センター支出官）→日本銀行→全銀センター→振込先金融機関までのネットワーク化が図られている。つまり、全国各地の官公署（ADAMS端末機）から債権者の預貯金口座までデータが伝送されることから、紙ベースの政府小切手や、振込明細票あるいは磁気テープ

【第13図】歳入金の電子納付

*下図は、申請手続に伴う手数料等を電子納付する場合(歳入金電子納付システムを利用する場合)



が不要となり、これにより国庫金事務の迅速化・効率化が図られたこととなる。また、これにより、従来、MT振込みを行っていた公共事業費等や紙ベースでの振込みが主流であった失業給付金等にまで対象範囲も急速に広がり、飛躍的に事務処理が改善されることが見込まれる。しかしながら、第12図のとおりデータのやり取りは未だMT処理が太宗を占めている。これは、年金の給付のように偶数月の15日といった特定の日に大量の(約2千万件)データを処理する場合はMT処理が適しているからである。このように、必ずしもオンラインが費用対効果において適当ではない場合がある。今後、光ファイバーのような膨大なデータを一挙に伝送可能で低コストなインフラが整備されれば、一層のオンライン化の進展が期待される。

3. 歳入の電子化

次に、歳入金については、申請・届出等に必要手数料等の電子納付に対応するため、財務

省会計センターが中心となって構築した「歳入金電子納付システム」をはじめとする各種政府システムが、平成16年1月から随時導入されたことで、交通反則金等を除く多岐にわたる歳入金が電子化の対象となった。歳入金電子納付システムとは、各省庁の電子申請や電子申告といった汎用受付等システムと連携させて納付情報を管理するものであり、金融機関の各種チャネル(インターネットバンキング[パソコン]、モバイルバンキング[携帯電話]、ATM等)から手数料等の電子納付を行おうとする国民等(が利用する金融機関)と日本銀行との間に民間の電子決済インフラであるマルチペイメントネットワークを活用した仕組みである。(第13図)一連の流れを簡単に説明すると以下のようになる。

- ① 納付者がインターネットバンキング等により納付情報等を入力して歳入金を納付する。
- ② 金融機関は納付者の預金口座から資金を引き落とし、日本銀行代理店等は入力された納

付情報等に基づき歳入金を収納する。

- ③ 日本銀行代理店等は領収済通知情報をマルチペイメントネットワークを通じて、歳入徴収官等にリアルタイムに届ける。
- ④ 日本銀行は政府預金に組み替える。

今後、歳入金の電子納付は、徐々に裾野は広がる傾向にある。例えば、本年10月からは、いわゆる行政手続きオンライン化法の成立以前から先駆的に特許等電子出願が可能であった特許庁が、現行の特許印紙の予納に加えて電子納付を導入するほか、12月から国土交通省が自動車重量税及び検査登録料の歳入金の電子納付を導入する予定である。

4. 歳入歳出外現金の電子化

出納官吏が取り扱う供託金や保管金等の歳入歳出外現金の受入れ・払出しについても電子化に対応するため、財務省会計センターにおいて「歳入歳出外システム」が構築され、平成17年3月から随時導入されている。例えば、契約保証金や入札保証金は、一旦国が受け入れた後、返還するといった受払が生じるため、当該システムは、受入れについては歳入金電子納付システムにおける歳入金と同様の方式で、払出しについては歳出金オンライン処理と同様の方式で行い、歳入歳出外の電子化を図っている。

また、歳入歳出外現金である財政融資資金についても、財投機関への貸付・回収及び預託等が平成17年4月1日から、また地方資金の貸付・回収については同年6月1日から、ADAMS及びマルチペイメントネットワーク等の活用による資金の受払いを行うことを可能とするオンライン化が稼動している。また、同

時に、霞が関WANや総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、財政融資資金への預託者や財投機関との文書のやり取りの電子化も可能としたところであり、これらの措置により財政融資資金への預託者・融資先等の利便の向上が図られたところである。

5. 今後の課題

上述のとおり、歳入金の電子納付が可能になるなどオンライン処理に係るインフラ整備はより進展したことから、今後はユーザーの認知度を高め、利用促進を図っていくことが重要な課題である。また、官庁及び出納機関における国庫金の取扱事務についても、引き続き、費用対効果を勘案しつつ、紙ベースの処理から脱却していくことが国庫金事務の一層の効率的運営に資することとなる。

本稿中の図表等の作成にあたっては、濱谷一雄総括係長及び西川真喜子課員に尽力いただき、謝意を表したい。